

平成24年第2回辰野町議会定例会会議録(1日目)

1. 招集告示年月日 平成24年2月23日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成24年3月1日 午前10時
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名
 - 1番 永原良子
 - 2番 岩田清
 - 3番 根橋俊夫
 - 4番 堀内武男
 - 5番 中谷道文
 - 6番 熊谷久司
 - 7番 船木善司
 - 8番 篠平良平
 - 9番 成瀬恵津子
 - 10番 中村守夫
 - 11番 宮下敏夫
 - 12番 三堀善業
 - 13番 宇治徳庚
 - 14番 矢ヶ崎紀男
6. 会議事項
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第1号 平成24年度辰野町一般会計予算
 - 日程第4 議案第2号 平成24年度辰野町上水道事業会計予算
 - 日程第5 議案第3号 平成24年度辰野町簡易水道特別会計予算
 - 日程第6 議案第4号 平成24年度辰野町小野簡易水道特別会計予算
 - 日程第7 議案第5号 平成24年度辰野町公共下水道特別会計予算
 - 日程第8 議案第6号 平成24年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算
 - 日程第9 議案第7号 平成24年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算
 - 日程第10 議案第8号 平成24年度辰野町国民健康保険特別会計予算
 - 日程第11 議案第9号 平成24年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算
 - 日程第12 議案第10号 平成24年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第13 議案第11号 平成24年度町立辰野総合病院事業会計予算
 - 日程第14 議案第12号 平成24年度辰野町介護老人保健施設特別会計予算
 - 日程第15 議案第13号 平成24年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算
 - 日程第16 議案第14号 平成24年度辰野町介護保険特別会計予算

- 日程第17 議案第15号 辰野町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第16号 辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第17号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第18号 辰野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第19号 辰野町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第20号 辰野町公民館条例等の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第21号 辰野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第22号 辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第23号 辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第24号 町立辰野総合病院設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第25号 辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第26号 平成23年度辰野町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第29 議案第27号 平成23年度辰野町上水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第30 議案第28号 平成23年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第29号 平成23年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第32 議案第30号 平成23年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議案第31号 平成23年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第3号）
- 日程第34 議案第32号 平成23年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第35 議案第33号 平成23年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）

- 日程第36 議案第34号 平成23年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第37 議案第35号 平成23年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第38 議案第36号 辰野町道路線の認定について
- 日程第39 議案第37号 辰野町道路線の廃止について
- 日程第40 議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第41 地方自治法第180条の規定による報告事項
報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第42 請願・陳情について

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克彦	副町長	林 龍太郎
教育長	古村 仁士	代表監査委員	小野 眞一
総務課長	小沢 辰一	まちづくり政策課長	一ノ瀬 元広
住民税務課長	松井 夕起子	保健福祉課長	野沢 秀秋
産業振興課長	中村 良治	建設水道課長	漆戸 芳樹
水処理センター所長	一ノ瀬 保弘	会計管理者	林 康彦
教育次長	向山 光	病院事務長	荻原 憲夫
福寿苑事務長	宮原 正尚	消防署長	赤羽 守
両小野国保診療所 事務長	宮原 修二	社会福祉協議会 事務局長	百瀬 辰夫

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	飯澤 誠
議会事務局庶務係長	赤羽 裕治

9. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第6番	熊谷 久司
議席 第7番	船木 善司

10. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議長

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、これより平成24年第2回（3月）辰野町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行いますが、文書報告とし、お手元に配付してありますので、のちほどご覧いただきたいと思っております。続いて議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第2回定例会招集にあたり町長より挨拶を受けます。

○町長

本日ここに平成24年第2回辰野町議会定例会の招集申し上げましたところ、議員各位には時節柄大変ご多用のところご出席を賜り感謝を申し上げます。去る2月25日に発生いたしました、上水道湯舟配水池築造事業の地盤改良基盤工事における、配水管破損事故に起因しました水道水水濁水の事故につきましては、配水元の発生した事故のために広範囲の住民の皆様方に、長時間にわたり大変ご不便をおかけいたしました。事故原因は別といたしましても、度重なる事故につきまして深くお詫びを申し上げるとともに、管理体制の一層強化を図っていく所存でございます。

さて東日本大震災や長野県北部地震から1年が経過いたします。次々と家々や車やいろんなものは津波に押し流されていく、信じがたい光景が今も鮮明に思い出され、改めて亡くなられた皆様のご冥福をお祈り申し上げる次第であります。また、復興のなかなか進まない地域や分野での国策による早急な支援の手立てを強く望むところでもあります。更に、今年の冬は日本列島に5回の寒波が襲い、県の北部を中心に豪雪に見舞われたところでもあります。当町では積雪の被害はないものの、凍結による水道管の破裂等が発生する厳しい冬でありました。また、インフルエンザも猛威をふるい、町内の学校・保育園において30クラスが閉鎖を余儀なくされました。流行のピークを過ぎた現在も感染予防に努めているところでもあります。思いもよらぬ昨日の大雪には驚かされたところではありますが、沢底地区からは春を告げる福寿草の便りが届き、盛大に福寿草祭りが開催されております。先週末はあいにくの天候にも拘わらず県内外から大勢の方に訪れていただきました。地域活性化にご尽力

いただいている地元の皆様方に、多大な敬意を表する次第であります。また、早春に花を付ける「頼朝桜」いわゆる河津桜であります。この有名な桜も姉妹都市であります鋸南町で開催されました、その桜の下「長狭街道駅伝大会」に参加いたしました当町チームは5位と今年も立派な成績を残していただきました。選手の皆さんの健闘に讃え、交流事業を支えていただいております辰野町体育協会の皆様のご尽力に深く感謝を申し上げます。更に、20日に東京で開催されました全国消防団員意見発表会に辰野町消防団の代表として出場いたしました千田茜さんが、全国1位最優秀賞に輝く快挙を成し遂げました。消防団のみならず辰野町の大きな誇りとして敬意を表し、祝福を申し上げるところでございます。

上伊那地域の業況は持ち直しの動向が見られるものの、長引く円高や海外経済の減速等厳しい状況が予想され、半導体のエルピーダメモリー社の会社更生法の申請や、欧州金融危機などの背景に先行きへの不安の状況は根強いものと思われま。デフレからの脱却や、中長期的な成長基盤の強化策を期待するところであります。

さて、今年度も余すところ僅かとなりますが、今年度も健全財政を堅持しながら教育環境の整備、保健・福祉の充実等を積極的に進めてまいりました。東小学校の耐震補強及び大規模改修工事も先日竣工となりました。また小野宿の間屋の改修工事も今年度分が竣工し、来年度も実施する予定であります。辰野総合病院の建築工事も順調に進捗しコンクリートの打設が終了し、部屋の間仕切りや設備工事等に現在着手いたしております。道路整備事業にあたりましては、県道伊那辰野停車場線の平出下町地籍の歩道設置工事や国道153号線羽場交差点改良工事も順調に進捗いたしております。153号整備促進協議会のワークショップでは意見の集約を行っていただきましたので、今後は地元との合意形成を進めてまいりたいと思っております。農政関係では、羽場下井の頭首工復旧工事も春の取水時期には間に合わせるべく、進めているところでございます。平成24年度に向けましては、第五次総合計画・行財政改革大綱を踏まえまして、町税の減収が予想される限られた財源の中で「一大居住拠点都市構想」の実現にむけて、創意工夫を凝らした予算編成を進めてまいりました。ハード事業では辰野中学校の下水道、トイレ改修工事、川島小学校体育館の耐震化、町民会館の改修、新町西が丘道路の開設、防災行政無線のデジタル化を進め、伊那西部土地改良区の改良事業、また農村災害対策整備事業を着手し進め、ソフト事業においては高齢者の人間ドック、子宮頸ガン・高齢者肺炎球菌ワ

クチンの接種等を補助いたします。また「FM長野」の放送番組「ほんの〜り辰野町」による情報発信、ほたる童謡公園での小水力発電による自然エネルギーのPR等を計画させていただきました。予算編成方針は提案時説明申し上げますが24年度の一般会計は75億5,500万円、特別会計では96億1,854万2,000円の「工面型積極予算」でございます。さて、今定例会にご提案申し上げます議案は予算関係では平成24年度一般会計予算、特別会計予算13件、条例の制定及び一部改正11件、平成23年度一般会計補正予算など補正関係予算が10件、町道路線の認定及び廃止が各1件ずつ、人権擁護委員の推薦についての人事案件等合計37議案であります。提案時それぞれご説明申し上げますので、審議をいただき原案可決いただきますようお願い申し上げます、定例会招集にあたっての挨拶といたします。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第115条の規定により、議席6番、熊谷久司議員、議席7番、船木善司議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。

○議会運営委員長（岩田）

皆さん、おはようございます。去る2月23日、及び、本日、議会運営委員会を開催し、平成24年第2回辰野町議会3月定例会の会期、並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。2月23日、辰野町告示第8号によって辰野町長より3月定例会を、3月1日に招集する旨の告示をされたことを受けまして委員全員、正副議長同席のもと3月定例会の会期、並びに審議日程など、議事運営について慎重に協議を行い全委員一致して決定いたしました。会期日程（案）並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。以上。

○議長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（会期日程案 朗読）

○議 長

お諮りいたします。本定例会の会期、並びに議事運営につきましては議会運営委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日より3月16日までの16日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号平成24年度辰野町一般会計予算から日程第16、議案第14号平成24年度辰野町介護保険特別会計予算までの14議案を一括議題といたします。町長より、各会計の予算編成の概要について説明を求めます。

○町 長

それでは平成24年度予算編成方針について説明を申し上げます。東日本大震災を受けて国は「中期財政フレーム」を訂正し、震災からの復旧・復興を最優先課題といたしました。また震災前から問題視されていた巨額の財政赤字解消については歳出全般の見直しを行い、平成24年度の新規国債発行額も23年度の当初予算の水準を上回らないようにすることとなりました。当町においては、歳入の根幹であります町税収入の本年度見込みが、個人町民税を中心に前年と比べ大幅に減少すると考えられます。法人町民税につきましても円高が企業の収益に影響を及ぼすことが想定され、税全般におきまして減収となる見込みであります。平成24年度も地方税や交付金といった一般財源の確保は非常に厳しい状況にあります。歳出では、扶助費、物件費が伸びており、併せて特別会計への多額の繰出金は年々増加傾向にあります。また、平成24年度はいよいよ新病院が開院いたします。今まで以上にサービスの向上に努め、より一層、医療環境の充実を目指します。建設事業においては防災行政無線のデジタル化、道路交通網の整備、中学校トイレの下水道接続工事等、早急に対応しなくてはならない事業が計画されております。限られた財源で住民負託に对应していくためには、行革や事務事業評価において十分検証された内容をもとに予算を作成する必要があります。しかしながら、実施計画の内容をすべて盛り込むことは財政的に困難であるため、査定において先送り、または金額の削減を行った事業もあります。2年目となる辰野町第五次総合計画を踏まえ、町の将来ビジョン「一大居住拠点都市構想」の実現に向け、職員一人ひとりが更に知恵を出し合い町民の皆さんが「辰野町に住んで良かった」と言える創意工夫を凝らした予算になるよう

指示をいたしたところであります。平成24年度予算は固定資産税と都市計画税が評価替えによる減収見込みとなります。地方交付税は平成23年度同額を見込みました。地方特例交付金は子ども手当等、特例交付金の廃止等により大幅な減収となります。一般財源の不足分は、財政調整基金の取り崩しと臨時財政対策債の発行により対応いたします。歳出につきましては、実施計画に登載されている普通建設事業を中心に、緊急性の高い防災関係の整備や学校施設の整備といった事業を中心に予算計上いたしました。このような状況のもと徹底した経費削減に取り組むとともに、次に申し上げます7つの重点施策を積極的に推進してまいります。1つ防災施設の強化、2番目、教育環境の充実、3、道路網の整備、4、観光の推進、5、子育て支援、6、福祉の充実、7、スポーツ・文化の育成であります。

次に新年度予算の概要を申し上げます。平成24年度一般会計の総額はさきほども申しましたとおり75億5,500万円で前年予算に比較いたしまして1億6,000万円、即ち2.1%の減となりました。主な歳入について申し上げます。町税全体では22億9,682万9,000円で前年当初と比較して8,632万4,000円、即ち3.6%の減額となりました。地方譲与税は1億1,500万円で11.1%の増額を見込みました。地方交付税は前年予算に比較して4,000万円1.6%の増額を見込みました。国庫支出金は4億7,363万8,000円で27.4%の減額となりました。これは、安心・安全な学校づくり交付金、及び子どものための手当の減額によるものであります。県支出金は3億9,686万7,000円で11.0%の増額となりました。これは、子どものための手当負担金、及び緊急雇用創出事業補助金の増額によるものであります。繰入金は3億1,857万7,000円で51.5%の増額となりました。財政調整基金2億4,400万円、ふるさと基金300万円、町立辰野総合病院建設等基金6,000万円などであります。町債は7億1,850万円で5.7%の減額となります。臨時財政対策債4億円をはじめ、緊急防災減災事業債、これは防災行政無線あるいは川島小学校等へ適用いたしますが、その事業債と学校教育施設等整備事業債、起債であります。これは辰野中学校に充当いたします。それに辺地対策事業債などを計上をいたしたところであります。

次に歳出について申し上げます。新規事業の主なものとして辰野中学校大規模改造事業、川島小学校体育館耐震補強事業、町民会館エレベーター設置工事などに取り組んでまいります。

次に特別会計は13会計で96億1,854万2,000円、前年予算と比較して6.9%の減

額となりました。主な会計について申し上げます。上水道事業及び簡易水道事業は配水管布設替工事、配水管更新工事及び各施設の更新改良を計画的に実施する中で、施設の適正な維持管理に努め、安心・安全で廉価な水道水の安定供給に意を注いでまいります。公共下水道は供用開始以来20年が経過して水洗化も順調に推移してまいりました。今後も引き続き宅内接続の普及と処理場の適正な維持管理に努めてまいります。病院事業は平成24年1月から整形外科常勤医師が1名着任いたしました。常勤医師確保は依然厳しい状況であります。平成24年秋口の診療開始を目指し、医師と収入の確保、経費の縮減に努め、良質な医療提供ができるよう努めてまいります。介護老人保健施設は昨年4床増床し、入所定員を54床として運営してまいりました。また、辰野総合病院新築移転に伴い、老健施設「福寿苑」のあり方が具体的に方向も定まりました。新年度事業としては、入所者の給食調理施設を建物内に新たに建設します。今後も健全財政を堅持するとともに、利用者の尊厳を守り安全に配慮しながら、生活機能の維持・向上を目指し努力してまいります。国民健康保険は、全国の市町村国保の財政状況は、実質収支は赤字が拡大されており一般会計からの法定外繰入れに頼らざるを得ない状況となっております。医療費の削減効果を高めるために積極的な特定健康診査受診勧奨や、後発医薬品ジェネリックの更なる使用促進等、被保険者に対する適正医療の指導に心がけ、安定かつ安心できる事業運営に心がけてまいります。地域情報告知システムは平成23年度に整備した地域情報システムの運用を本格的に開始し、住民の生活情報や災害等正確・迅速な情報の提供に努めてまいります。介護保険は住民が安心してサービスを利用できる環境整備を図りながら、通所型・訪問型等の介護予防事業のほかケアプランの作成、地域介護予防活動支援事業、特定高齢者把握事業など地域支援事業を推進してまいります。

以上、平成24年度辰野町一般会計及び特別会計予算案の概要を申し上げます。厳しい財政状況が続いておりますが、予算の効率的運用を図り最小の経費で最大の効果が得られるよう予算執行に努めてまいります。国では平成24年度は苦難を乗り越え、日本経済を復興再生への軌道に乗せていく復興元年と位置付けております。併せて金融不況や財政赤字に対応するために、税や社会保障の一体改革を進め、健全財政化、経済の安定的成長の基盤を確立するため、今国会においては正にさまざまな法案の審議がなされてるところであります。関連法案に係る税制改正は町の財

源に大きな影響を及ぼし、町の活性化や経済にも関係しますので国の動向に注視しつつ適切な行政運営を行って行きたいと考えております。議員各位のご支援とご協力を切にお願い申し上げ、予算編成及び提案にあたっての方針といたします。よろしくご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます、なお詳しくは予算説明書、予算参考資料をご覧ください、ご審議の参考にしていただければ幸いです。以上で説明といたします。

○議長

これより各会計の予算について質疑を行います、委員会に付託する関係もごございますので総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結します。お諮りいたします。本予算関係議案につきましては、会議規則第37条の規定により各常任委員会に付託したいと思います、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって総務産業常任委員会に対し、議案第1号平成24年度辰野町一般会計予算の歳入全部、歳出の内、1. 議会費、2. 総務費、4. 衛生費の内、水道費、6. 農林水産業費、7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、12. 公債費、14. 予備費、議案第2号平成24年度辰野町上水道事業会計予算、議案第3号平成24年度辰野町簡易水道特別会計予算、議案第4号平成24年度辰野町小野簡易水道特別会計予算、議案第5号平成24年度辰野町公共下水道特別会計予算、議案第6号平成24年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算、議案第7号平成24年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算、議案第13号平成24年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算を。福祉教育常任委員会に対し、議案第1号平成24年度辰野町一般会計予算の歳出の内、3. 民生費、4. 衛生費（水道費を除く）10. 教育費、議案第8号平成24年度辰野町国民健康保険特別会計予算、議案第9号平成24年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算、議案第10号平成24年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算、議案第11号平成24年度町立辰野総合病院事業会計予算、議案第12号平成24年度辰野町介護老人保健施設特別会計予算、議案第14号平成24年度辰野町介護保険特別会計

予算を付託することに決しました。日程第17、議案第15号辰野町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水処理センター所長

それでは議案第15号辰野町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる一括法というものでして、第1次一括法と第2次一括法がありますけれども、こちらは第2次一括法の方でして、それが公布されたことに伴いまして水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準について水道法の一部が改正されたことによりまして、条例で定めるように規定されましたので、新たに条例を制定したいとするものです。この条例の内容については今まで水道法で規定されていたそれぞれの基準と同じ内容になっています。以上、提案理由を申し上げます。原案可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第15号につきましては会議規則第37条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第15号については総務産業常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第18、議案第16号辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第16号辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。現在特別職の職員で常勤のもの、即ち町長、副町長、教育長であります。平成14年度から抑制を実施しております。平成24年度につきましても辰野町特別職の報酬審議会で答申をいただきましてその答申を尊重する中で昨年と同率の100分の7の削減を継続したいとしますのでございます。期間につきましては、現在平成23年4月1日から24年3月31日とありますのを平成24年4月1日から平成25年3月31日に改める1年間としたいものでございます。以上、提案理由を申し上げます。全員のご賛同をいただきまして原案可決くださいますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第16号辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第16号は原案のとおり可決されました。日程第19、議案第17号辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第17号辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。給与に関しましては国の人事院勧告に準拠いたしまして改正をしてきた経緯がございます。今回もその流れの中で一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正したいものでございます。改正の内容につきましては、平成18年の給与構造改革における給料表の切り替えに伴う経過措置としましての附則を改正するものでございます。新しいその当時、新しい給料

表と切り替える以前の給料表との差額に相当する額を現給保障として支給をされてきたものでございます。この額を1万円を上限といたしましてその半額を減じて1年間支給をし、そして平成25年の4月以降は廃止をするものでございます。これが附則第7項でありまして、今回の改正の11項の規定の内容でございます。なお12項の規定につきましては医療職の給料表1表の適用を受ける職員は適用しないとするものでありまして、これは医師を対象から除くという内容でございます。この条例は平成24年の4月1日から施行したいものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第17号辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第17号は原案のとおり可決されました。日程第20、議案第18号辰野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○教育次長

議案第18号辰野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。昭和36年公布のスポーツ振興法が平成23年6月にスポーツ基本法として全面改正公布され、同法で定められている体育指導員がスポーツ推進委員に改められたことに伴い、辰野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に定める「体育指導員」を「スポーツ推進委員」に改めるものでございます。以上、提案理由をご説明いたしました。ご審議の上、原案を可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第18号辰野町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたしま
す。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第18号は原案のとおり可決されました。日程第
21、議案第19号辰野町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第19号辰野町税条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上
げます。経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法、及び
関連政令が、また東日本大震災からの復興に関し地方自治体を実施する防災のため
の施策に必要な財源の確保に係る臨時特例に関する法律が、それぞれ平成23年12月
に公布されたことに伴いまして、辰野町税条例の一部を改正するものでございま
す。加えて町民税の減免要件も追加するものでございます。新旧対照表でご説明いた
します。改正案と現行の字句の所ですけれども、少しズレておりますので見づらいと
思いますけれども、条番号の方を見ていただきたいと思いますのでよろしく願
いいたします。1ページをご覧ください。第51条、町民税の減免でございますけれ
ども、町長が必要があると認める者に対しての要件に8号として「天災その他特別の
事情がある者」を追加するものでございます。54条、固定資産税の納税義務者等
でございますが、地方税法施行規則の改正に伴いまして10条の2の6が削除されたこ
とによりまして条番号の変更でございます。第95条たばこ税の税率でございますけ
れども、市町村たばこ税の税率を平成25年4月1日以後に売り渡しが行われた製造
たばこから1,000本につき644円を引き上げ、4,618円を5,262円に改めるもの
でございます。2ページをご覧ください。附則の第9条、町民税の分離課税に係る所
得割の額の特例等でございますが、退職所得控除におきまして昭和41年に導入され

た10%税率控除を廃止するため、削除するものでございます。また同条2項は退職所得控除の申告書類様式についてでございますが、こちらについても廃止となるため削除するものでございます。附則第16条の2、たばこ税の税率の特例では旧3級品の紙巻きたばこに係る市町村たばこ税の税率を、平成25年4月1日以後に売り渡し等が行われた製造たばこから1,000本につき305円を引き上げ2,190円を2,495円に改めるものでございます。3ページ4ページにかけてになりますけれども、附則の第22条、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例について、1項では東日本大震災で生じた損失を特例損失金額としていたものを、損失対象金額と呼び方を改めたものでございます。同条2項につきましては、その損害の生じた年につきまして1項との重複部分があったため、項を1項にまとめ、削除しました。3項は1項と同様、特例損失金額としていたものを損失対象金額とした用語の整理を行い、2項に繰り上げるものでございます。4項につきましては2項同様、その損害の生じた年につきまして、現行3項との重複部分があったため項を改正案2項にまとめ、削除したものでございます。同条5項は現行2項と4項がまとめられ、削除し3項に繰り上がるものでございます。附則第24条、個人の町民税の税率の特例等でございますが、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税額を東日本大震災からの復興を図ることを目的とした財源とするため500円加算するとしたものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第19号につきましては会議規則第37条の規定により、総務産業常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第19号については、総務産業常任委員会に付託

することに決定いたしました。日程第22、議案第20号辰野町公民館条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○教育次長

議案第20号辰野町公民館条例等の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、公民館運営協議会、図書館協議会、博物館協議会を設置する場合には委員の委嘱、任命の基準について文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされました。これを受けて関係省令が改正され、それぞれ委員の委嘱の基準が定められたことに伴い、辰野町公民館条例、辰野町立図書館条例、及び辰野美術館条例の規定を改め、併せて一部文言の統一などを行うために改正を行うものでございます。主な改正点をご説明いたします。辰野町公民館条例及び辰野美術館条例においては、委員の委嘱の基準が定められていなかったためそれぞれ1項を加えるものであります。辰野町立図書館条例においては「、家庭教育の向上に資する活動を行う者」を基準に加えるものであります。以上、提案理由をご説明いたしました。ご審議の上、原案を可決いただけますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第20号辰野町公民館条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第20号は原案のとおり可決されました。日程第23、議案第21号辰野町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第21号辰野町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明

申し上げます。平成12年度から始まりました介護保険制度も平成23年度で第4期が終わり、24年度から26年度までの第5期に向けて介護保険料の改訂をお願いしたいとするものでございます。介護保険料は1号被保険者、これは65歳以上の皆さんでございしますが、一定の基準により保険料を徴収することと謳っており、今後3年間の各種介護サービスに有する費用の推計を基に算定をいたしました。また平成24年度の介護報酬改定で1.2%の引き上げが決まっており、保険料の上昇を抑制するため県の財政安定化基金949万円を繰入、また介護給付費準備基金を3,000万円を繰入、保険料の上昇を最小限のものとしたしました。この結果、基準額は第3条第1項第4号になります年額5万2,680円となり、23年度に比べて29.1%、額では1万1,880円の増となります。月額に直しますと3,400円から4,390円となり990円のアップとなります。また第5期において保険料の負担段階の第8段階について、こちらは公的年金等、収入金額及び合計所得金額の合計が400万円以上、こちらの内、所得金額が600万円以上の方について第8段階から第9段階に区分を広げ、所得段階に応じた保険料の改定を行いたいとするものでございます。なお附則第2条につきましては第4段階の割合、基準額の0.9倍、これについて特例による平成24年度から平成26年度の保険料でございます。以上、提案理由をご説明申し上げましたのでご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

○根橋（3番）

只今のご説明いただきました内容は、過日の全員協議会の質疑と若干違ってきております。つきましては前回までの第4期と比べまして、各介護保険料の段階別の前回と今回という形で分かりやすい一覧表を作って配布していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○保健福祉課長

委員会審査の時に配布をする予定で現在おります。

○根橋（3番）

委員会の方は良いんですが、全議員に配布していただければと考えておりますがいかがでしょうか。

○保健福祉課長

それでは今、手元にございますが部数が用意してありませんので配布をさせていただきますと思います。

○議 長

ほかにありませんか。

(な し)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第21号につきましては会議規則第37条の規定により、福祉教育常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第21号については福祉教育常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第24、議案第22号辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水処理センター所長

議案第22号辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について提案理由を説明申し上げます。水質汚濁防止法で規定している特定事業所から排出される排水の1・1-ジクロロエチレンの排水基準が、1リットルあたり0.2ミリグラムから1ミリグラムに緩和されたことを受けまして、下水道法の施行令も同様に改正されました。それを引用しています辰野町の公共下水道条例の別表第1にあります、15
1・1-ジクロロエチレンの項、「0.2」を「1.0」に改めるものです。この条例は平成24年4月1日から施行したいとするものです。以上、提案理由を申し上げます。原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋（3番）

只今の説明で1・1-ジクロロエチレンの、早い話この規制緩和と言うか、基準値が緩和されたということですがけれども、これかなり5倍、濃度的には5倍の緩和つ

ということなのですが、これの背景と言いますか、この毒性なりこれ緩和されても、こういった汚水が下水へ入って来ても大丈夫なのか、そのへんをちょっとお聞きしたいと思います。

○水処理センター所長

この数値は多分平成4年頃、決められた数値であるというふうに考えております。日本では食品安全委員会というのがありまして、そちらがこの1・1-ジクロロエチレンの人の健康に対するリスク評価というのを実施しまして、そのほか外国の評価も含めて検討した結果ですね、食品中の1・1-ジクロロエチレンの基準を緩和することになりました。それを受けて、環境基準あるいは排水基準というものが緩和されたわけです。以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第22号辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第22号は原案のとおり可決されました。日程第25、議案第23号辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第23号辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例について提案理由を説明申し上げます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律、いわゆる一括法でございます、の公布により公営住宅法及び公営住宅法施行令の一部を改正し、により条例に定めるという形になっております。及び、辰野町営住宅管理条例の見直しにより条例の一部を改正するものがございます。第4条、入居者の募集の方法について(5)町のホームページを加える。第6条、入居者の資格でございます。2項を加え、第7条、入居者の特例第29

条、収入超過者等に関わる認定の6条に関わる事項を改めるものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第23号辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第23号は原案のとおり可決されました。日程第26、議案第24号町立辰野総合病院設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○病院事務長

議案第24号町立辰野総合病院設置等に関する条例の一部を改正する条例を提案するにあたり提案理由を申し上げます。辰野町国民健康保険条例第8条、第2項、第2号による病院設置の位置付け、並びに地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布による、地方公営企業法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいとするものであります。今回の改正は辰野病院の国保病院としての位置付けを明確にすることと、公営企業法の改正に伴う条例化の提案であります。国保病院としての位置付けにつきましては、国保調整交付金施設整備費補助金申請にあたり、従来も現行条例のままで補助金の申請をしてきたところでありますが、今回病院建設補助金を申請するにあたり、より明確な国保病院であることの位置付けを県担当課からも求められ、国保病院としての位置付けを条例化するものであります。また公営企業法及び関連法令の改正に伴い、従来、利益剰余金の処分は法令により、また資本剰余金の処分については議会の議決によっていたものが、今回の改正により条例または議会の議決により処分できるとされ、このことによる条例化の提案であります。利益剰余金の処分につきまして

は従来、法令によりなされていた文言であり、継承し、提案するものであります。資本剰余金の処分については新たに条例化するものであります。以上、提案説明申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第24号につきましては、会議規則第37条の規定により福祉教育常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第24号については福祉教育常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第27、議案第25号辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○消防署長

議案第25号辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。昨年の12月定例議会の議案第3号の辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正について可決をいただいたわけですが、障がい者自立支援法の一部改正、これにつきましては項ズレでございますが、それに伴い今回の改正では、改正の対象となっている規定について再度改正があるため、二段ロケット方式の一部改正条例で改正を行うものでございます。したがって第9条の2、第1項第2号中、第5条の13項を第5条の12項に改めるものでございます。以上、提案理由をご説明しました。ご審議の上、原案を可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第25号辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第25号は原案のとおり可決されました。日程第28、議案第26号平成23年度辰野町一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

それでは平成23年度辰野町一般会計補正予算(第11号)を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は年度末を控え、事業費確定などに伴う地方交付税、地方消費税交付金、負担金、国県支出金、町債等の変更及び、不用額の調整などの補正の予算であります。この補正総額は8,406万4,000円の減額であり、予算総額は81億3,457万6,000円となりました。その大要を申し上げますと歳入につきましては地方交付税8,319万3,000円の増、地方消費税交付金509万円の減、特定財源につきましては国庫支出金が6,576万4,000円の減、町債は6,240万円の減額となる補正であります。歳出につきましては議会費は負担金の不用減額であります。総務費では上伊那広域連合負担金確定等による不用減額が主なものであります。民生費では介護保険会計への繰出金の増額、及び事業費確定による不用減額が主なものであります。衛生費では両小野国保診療所への負担金の増額、及び事業費確定による不用減額が主なものであります。農林水産業費では農業体質強化基盤整備促進事業の増額と、事業費確定による不用減額が主なものであります。商工費では事業費確定による不用減額が主なものであります。土木費では道路建設基金積立金、及び事業費確定による不用減額が主なものであります。消防費では辰野消防署負担金の減額が主なものであります。教育費では両小野中学校負担金、児童クラブ事業委託料の増額、及び事業費確定に伴う不用減額が主なものであります。災害復旧費では事業費確定による不用減額であります。公債費は長期債元金償還金の増が主なものであります。また予算調整により発生した剰余金につきましては予

備費へ充当いたしました。なお、防災行政無線王城山中継局、子局改修事業費ほか4事業につきましては平成24年度へ繰越を手續いたし、繰越明許として事業を実施したいと思っております。以上のおり補正予算の概要を申し上げましたが必要に応じて関係課長より説明いたさせますのでご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。只今より暫時休憩をします。なお再開時間は11時30分といたします。

休憩開始 11時 19分

再開時間 11時 30分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。日程第29、議案第27号平成23年度辰野町上水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水処理センター所長

議案第27号平成23年度辰野町上水道事業会計補正予算（第4号）について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。収益的収入及び支出については収入は第1款水道事業収益を91万4,000円減額し、3億1,079万5,000円としました。内訳は営業収益で189万9,000円減額し、営業外収益で98万5,000円追加しました。支出は第1款水道事業費用で91万4,000円減額し、3億1,079万5,000円としました。2ページをご覧ください。資本的収入及び支出を補正するもので、収入は第1款資本的収入で2,939万円を追加し3億4,009万1,000円としました。内訳は国庫補助金を3,100万円追加、負担金を161万円減額しました。支出は第1款資本的支出で6,600万円を追加し、6億683万9,000円としました。内訳は建設改良費で6,600万円追加し、5億993万円としました。債務負担行為については廃止します。これは湯舟PC配水池更新事業を24年度9,300万円で購入していましたが、国庫助金が追加となりまして今年度に前倒しするものです。7ページの補正予算明細書をご覧ください。主なものをご説明いたします。収入では受託工事収益は西天竜の水管橋更新工事が次年度に延びたための減額です。雑収益は主に平出交差点の県道工事に伴う移転補償料です。8ページをご覧ください。支出では受託工事費を

200万円減額しました。9ページをご覧ください。資本的収入では湯舟PC配水池更新事業の国庫補助金の追加と西天竜水管橋更新工事の町負担金の減額です。10ページをご覧ください。建設改良費の内、浄水施設改良事業費の羽北中区水源取水改良工事ですが、取水量が改善傾向にあったため様子を見て次年度に先送りすることにしました。配水設備改良事業費は西天竜の水管橋更新工事のほか、上平出の前沢川の水管橋工事で県との河川占用協議がまだ整っていないため、次年度に先送りすることにしました。湯舟PC配水池更新事業費はさきほどお話ししましたように、前倒しする分です。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第27号平成23年度辰野町上水道事業会計補正予算(第4号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第27号は原案のとおり可決されました。日程第30、議案第28号平成23年度辰野町簡易水道特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水処理センター所長

議案第28号平成23年度辰野町簡易水道特別会計補正予算(第2号)について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,076万1,000円とするものです。歳入の明細については7ページ以降にあります。各簡易水道の負担金、つまり水質検査料に事業費確定に伴う不用減額があったことで、各簡易水道からの水道使用料収入を減額調整したことで、それから繰越金の追加による補正です。歳出については14ページ以降に明細があります。こちらは6つの簡易水道の水質検査料の負担金の不用減額が主なものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審

議の上、原案可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第28号平成23年度辰野町簡易水道特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第28号は原案のとおり可決されました。日程第31、議案第29号平成23年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水処理センター所長

議案第29号平成23年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第4号)について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,017万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億5,657万7,000円とするものです。主なものについて説明します。7ページをご覧ください。歳入は下水道費負担金の受益者負担金の増額と8ページにあります国庫補助金の減額です。それから9ページ、10ページでは財政調整基金繰入金の減額と町債で資本費平準化債借入の減額をしました。12ページをご覧ください。いずれも不用減額で主なものは水処理センター管理費の委託料です。これは入札差金の分と今年度は脱水ケーキ、すなわち汚泥が当初見込みより減少したためです。薬品費は汚泥処理に必要な凝集剤購入費用の減額です。13ページをご覧ください。公債費につきましては、平成18年度に元利均等払で1億8,900万円起債を借りておりますが23年度に利率見直し時期となりまして、それによって利率が約1%低くなったことにより元金、利子の変更分などです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第29号平成23年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第29号は原案のとおり可決されました。日程第32、議案第30号平成23年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水処理センター所長

議案第30号平成23年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第3号)について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ400万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,848万8,000円とするものです。明細書の6ページをご覧ください。歳入は財政調整基金繰入金を400万円減額しました。7ページをご覧ください。歳出は特定環境保全公共下水道事業費の工事請負費と水処理センター管理費の委託料の不用減額です。以上、提案理由を申し上げます。原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第30号平成23年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第30号は原案のとおり可決されました。日程第33、議案第31号平成23年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第3

号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水処理センター所長

議案第31号平成23年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第3号)について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,120万1,000円とするものです。主なものを説明します。6ページをご覧ください。歳入は6ページの分担金とそれから8ページにあります一般会計の繰入金、それから財政調整基金繰入金を減額しました。それから9ページの繰越金を追加しました。10ページをご覧ください。水処理施設管理費で下横川地区と北部地区の水処理施設管理費の湖北衛生センターへの負担金をそれぞれ追加しました。12ページをご覧ください。公債費は繰上償還に伴う借換債の元金利子が決定したことによる元利金の増減です。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋(3番)

只今の10ページのご説明いただきました、湖北衛生センターの負担金、これ下横と上横併せて110万の負担増ということですが、これはどのような理由でこのようになるのでしょうか。

○水処理センター所長

汚泥の処理、運搬処理処分というか、持ち込みが確定しましたので再精算したところ、当初予算に比べて若干不足している部分がありましたので、その分追加させていただきました。

○議長

ほかにありませんか。

(なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第31号平成23年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第31号は原案のとおり可決されました。日程第34、議案第32号平成23年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第32号平成23年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億4,231万4,000円とするものでございます。6ページをご覧ください。歳入の内、国庫補助金の財政調整交付金の中で特別調整交付金といたしまして140万円の増額でございます。歳出、7ページをご覧ください。一般管理費の負担金でございますが、23年5月から国保連合会のシステムが新しく稼働予定でございましたが震災等の影響で稼働時期が延びました。したがって旧システムの稼働時期が延びてしまったため経費負担が40万円増えたものでございます。8ページをご覧ください。共同事業拠出金につきましては高額医療費拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金との費用の増減によりまして160万円を予算の組み替えをいたしました。9ページをご覧ください。直営診療施設繰出金につきましては診療所特別会計への繰り出しでございます。第一、川島両診療所とも赤字が見込まれるため、昨年度に引き続き両診療所へそれぞれ50万円ずつ繰り出しを行うものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第32号平成23年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第32号は原案のとおり可決されました。日程第35、議案第33号平成23年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第33号平成23年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ124万円を追加し、歳入歳出予算の総額を999万2,000円とするものでございます。6ページをご覧ください。歳入の内、診療収入でございますが、第一診療所の診療収入10万円を増額し、川島診療所の診療収入を3万1,000円減額でございます。7ページ、他会計繰入金でございます。さきほど国保会計で説明いたしましたとおり、今年度の赤字が見込まれるため第一診療所、川島診療所それぞれ50万円を国保会計から繰入するものでございます。8ページ、繰越金につきましては前年度繰越金17万1,000円の増額でございます。9ページ歳出につきましては第一診療所施設管理費の臨時職員賃金として4万円増額、川島診療所施設管理費の医師委託料として30万円の増額でございます。医業費につきましては両診療所とも需用費の内の医薬品代が不足となり、第一診療所50万円、川島診療所40万円それぞれ増額でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第33号平成23年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第33号は原案のとおり可決されました。日程第36、議案第34号平成23年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議

題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第34号平成23年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ263万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億1,786万9,000円とするものでございます。6ページをご覧ください。歳入の保険料につきましては年金からの天引きによる特別徴収分の減額により、451万円の減額でございます。7ページをご覧ください。手数料は督促手数料3万円の減額でございます。8ページ一般会計繰入金につきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金が確定したことに伴いまして、事務費繰入金74万8,000円の減額と保険基盤安定繰入金66万6,000円の増額でございます。9ページをご覧ください。繰越金は前年度繰越金でございます。次に歳出につきまして10ページをご覧ください。後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料納付金255万6,000円の減額、軽減分納付金66万6,000円の増額、事務費負担分74万8,000円の減額でございます。それぞれ広域連合から額の確定によるものでございます。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第34号平成23年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第34号は原案のとおり可決されました。日程第37、議案第35号平成23年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第35号平成23年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由を

ご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ258万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億5,461万7,000円とするものでございます。内容につきまして6ページをご覧ください。歳入の繰入金でございますが、こちらは一般会計からの繰入金で171万2,000円の増額でございます。介護保険に関わる事務経費について一般会計で賄うというものでございます。それに伴う増額でございます。基金繰入金でございますが、7万1,000円の増額でございます。7ページの諸収入でございますが、介護報酬が80万円の増額でございます。次に8ページの歳出でございますが総務費の徴収費は第5期に向けて、システム改修に伴う広域連合の負担金171万2,000円の増額でございます。9ページをご覧ください。地域支援事業費でございますが、包括的支援事業・任意事業費で職員手当7万1,000円、要支援1、2のケアプランの作成に伴う増分として委託料80万円の増額でございます。以上、提案理由を申し上げましたのでご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第38、議案第36号辰野町道路線の認定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第36号辰野町道路線の認定について提案理由を申し上げます。議案第36号辰野町道路線の認定について説明申し上げます。表をご覧ください。1路線の認定をお願いするものです。整理番号1、322号線は、しだれ栗森林公園内の町道認定です。過去にしだれ栗森林公園整備により町道69号線と林道ススキ平線を結ぶ路線として開設されたものです。今回、町道として認定するものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第36号辰野町道路線の認定についてを採

決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第36号は原案のとおり可決されました。日程第39、議案第37号辰野町道路線の廃止についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第37号辰野町道路線の廃止について提案理由を申し上げます。議案第37号辰野町道路線の廃止について説明申し上げます。表をご覧ください。1路線の廃止のものでございます。整理番号1は小野雨沢地区圃場整備内の町道で中山間総合整備事業の完成に伴い、現況不在により廃止するものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議をいただき原案可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第37号辰野町道路線の廃止についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第37号は原案のとおり可決されました。日程第40、議案第38号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは議案第38号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。町の人権擁護委員は現在5名の方で構成されておりますが、任期は3年となっております。今回ご提案申し上げますのは、現在3期目で平成24年6月30日に任期満了を迎える牛丸重人氏が今回限りとしたい旨の申し出が

あり、その後任の委員として小野聰子氏を推薦したいと考えるものであります。小野氏の経歴につきましては信州大学を卒業後、昭和45年4月長野県公立学校教員に任命され長野県内の小学校5校で多くの子どもたちの教鞭を取り、昭和57年3月辰野西小学校を最後に退職されました。その後、郡PTA母親委員会委員長、民生児童委員、主任児童委員、両小野小中学校評議員など多くの公職を歴任され、人権に関する関心も高く、また地域のボランティア活動にも積極的に関わり、人望も非常に厚く、現在も両小野小中学校評議員、小野地区の図書館、保育園、小中学校、介護予防センターにて読み聞かせのボランティア活動をしております。このようなことから子どもや女性の人権問題が多くなってきた昨今、人権擁護委員として適格でありますので時期委員として推薦したいと考えております。今回ここに人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見求めるべく、ご提案を申し上げますのでよろしくご審議の上、ご同意いただけますようお願いを申し上げます。なお、このほかの委員につきましては、現在、小松嘉祐氏、3期目、長田伊史氏、1期目、船木君子氏、1期目、野沢修一氏、1期目となっております。以上であります。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○船木（7番）

この方について、うんぬんするわけではありませんけれども、今、町長から口頭で略歴はお話ありました。今まで略歴についてはですね、書面をもって出してもらうのはどうかという話もしたわけなんですけれども、今までに略歴、書面に出ているもの、出てないものいろいろありましたけれども、そのへんの何か基準はあるのかどうなのかお尋ねします。

○総務課長

人事案件全般にわたるご質問でございますので私の方でお答えをさせていただきます。船木議員からですね21年、広域連合の方の資料ではですね判断資料が付いているということで、町の方でもということで一考をさせていただきました。広域の場合にはですね広範囲の地域からの選出ということでありますが、今議案に出ます案件につきましては町内の方というようなことの中で、辰野町はそれまでそういう略歴を添付させていただいてきませんでした。21年のそのご質問をいただく中で検討させていただきまして、一応議会ですね選任同意をいただくような人事案件に

つきましては添付をさせていただくような、特に規定等はございませんけれども目安としてそういうことで進めさせていただいております。前回9月でしたか、9月にも人権擁護委員さんの推薦同意をいただきましたが、それにつきましても今回と同様な扱いをさせていただいております。でありますので、具体的に言いますと固定資産税の評価委員さんですとか、教育委員さんの選任同意というようなことで任命権者、町長の場合にはですね添付をさせていただき、今回のように法務大臣の任命というような推薦の意見を求めるような人事案件の場合には、省かせていただければと思いますのでご了承をいただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長

ほかにありませんか。

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第38号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第38号は原案のとおり同意することに決しました。日程第41、地方自治法第180条の規定による報告事項がありますのでお聞き取り願ひします。報告第1号専決処分の報告について報告を求めます。

○総務課長

報告第1号としまして専決処分の報告について報告をさせていただきます。地方自治法第180条の規定によりまして、町が損害賠償の責めを負うものについて専決処分をいたしましたので、報告をするものであります。事故の発生日は平成23年の10月18日の停電事故、それと平成23年11月15日の水濁事故であります。事故の状況は財物事故でありまして、事故の概要でございますけれども、役場庁舎の高圧受電設備の管理の不具合によりまして停電波及事故によりまして、町の管理運営に瑕疵のあったことによりまして、それから湯舟の配水池からの前回の水濁、汚濁事故によりまして町内の飲食店の逸失利益、それから食材廃棄等に要した費用の請求が出されましてその示談が整いましたので報告をさせていただきます。賠償金額は10万2,439円と。専決年月日は平成24年の2月8日でございます。これは全国町村会

の総合賠償責任保障保険にて支払いをするものでございます。以上、報告をさせていただきます。

○議長

只今報告がありましたが、報告事項でありますので特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。日程第42、請願・陳情についてを議題といたします。請願・陳情につきましては、あらかじめその写し、及び文書表を配付してあります。ここで事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(請願・陳情文書表 朗読)

○議長

只今の陳情3件につきましてはそれぞれの所管の委員会へ審査を付託することといたしました。以上で本日の日程は全部終了いたしました。よって本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

11. 散会時間

散会時間 12時 11分

